

若者世代向け雇用就農促進動画製作業務 仕様書

1 業務名 若者世代向け雇用就農促進動画製作業務

2 業務目的

富山県内の農業法人における雇用就農の魅力を、若者世代（高校生・大学生・20代）に向けて分かりやすく発信することを目的とする。

特に、実際に農業法人で働く若手就農者とその雇用者（経営者・上司）へのインタビューを通じて、働く姿・やりがい・キャリアの可能性をリアルに伝える動画を制作する。

3 業務の内容

(1) 動画の企画・構成

- ・若者世代に響くタイトル及びストーリー構成の企画
- ・インタビュー内容の設計（質問案の作成）
- ・撮影構成案（絵コンテ・シナリオ）の作成

(2) 出演者（インタビュー対象）の設定

- ・公益社団法人富山県農林水産公社（以下、県農林水産公社とする。）が選定する3組の「若手就農者+雇用者」を取材
- ・年齢は概ね20～30代の若手を想定
- ・農業法人の業種は稲作・園芸（リンゴ、ハウスいちご）などを想定

(3) 撮影

- ・富山県内の農業法人にてロケ撮影
- ・インタビュー、作業風景、職場の雰囲気、地域の景観など
- ・ドローン撮影（可能であれば）

(4) 編集

- ・3～5分程度のメイン動画（横型 16:9）
- ・SNS向けショート動画（縦型 9:16）を3本程度
- ・テロップ・BGM・ナレーション（必要に応じて）
- ・若者向けにテンポよく、視覚的に魅力が伝わる編集

(5) 試写及び修正

- ・メイン動画及びショート動画3本の試写と修正

(6) 納品物

- ・完成動画データ（MP4 / H.264 / 1080p）
- ・ショート動画（MP4 / 1080×1920）
- ・サムネイル画像（JPG / PNG）
- ・企画書・構成案・撮影台本

※「2 業務目的」に合致し、かつ一層の施策効果が見込まれる内容であれば、新たな提案を行うことを妨げない。

4 動画の要件

(1) 想定尺

- ・メイン動画：3～5分
- ・ショート動画：30秒～60秒×3本

(2) 内容要件

- ・若手就農者のリアルな声を中心に構成
- ・「働くやりがい」「職場の雰囲気」「キャリアの魅力」を明確に伝える
- ・富山県の自然・農業の魅力も映像で表現
- ・高校生にも理解しやすい言葉・テンポ

(3) 表現の方向性

- ・ドキュメンタリー調＋ポジティブなトーン
- ・若者が「自分も働けるかも」と思えるリアリティ
- ・過度な演出は避け、信頼性を重視

5 委託業務の進め方

(1) 実施計画書

受託者は、委託契約後、速やかに「実施計画書」（実施体制図、仕様書で求める実施事項を遂行するための計画及び具体的手法、実施スケジュール、経費内訳、再委託（外注）先等を含む。）を県農林水産公社に提出し、承認を得ること。

(2) 進捗管理

- ・作業の進捗状況を確認し、作業上の問題点を早期に把握することにより予定期間内に作業を終了させること。
- ・本事業全体の進捗状況について、随時報告を行うこと。
- ・事業全体について県農林水産公社から指示があった際には、その指示に従い報告すること。

6 スケジュール

- ・公募開始：令和8年6月17日（水）
- ・質問受付：令和8年6月25日（木）17時まで
- ・プロポーザル参加申込み：令和8年7月3日（金）17時まで
- ・提案書提出：令和8年7月15日（水）17時まで
- ・審査・選定：令和8年7月16日（木）～22日（水）
- ・契約締結：令和8年7月下旬
- ・撮影：令和8年8月～令和8年9月
- ・納品：令和8年10月30日（金）17時まで

納入先 〒930-0004 富山市舟橋北町4-19 富山県農林水産会館6F
富山県農林水産公社 農業部

7 提案書の提出内容

① 事業者概要書

- ② 企画提案書
- ③ 委託業務実施体制
- ④ 業務実績（類似案件が望ましい）
- ⑤ 概算見積書（内訳明示）
- ⑥ その他参考となる書類

8 選定基準

若者世代向け雇用就農促進動画製作業務公募型プロポーザル審査要領（別紙2）のとおり

9 契約金額（上限）

600,000 円（税込）を上限とする。

※取材に係る必要経費等含む

10 著作権等

- ・完成動画の著作権（著作財産権）は県農林水産公社に帰属
- ・制作者は素材の権利処理をすべて完了すること
- ・出演者の肖像権・使用許諾は制作者が取得

11 その他

- ・撮影は平日に実施し、必要な調整（農業法人との日程調整等）は県農林水産公社と協力して行う
- ・天候等による撮影延期は柔軟に対応すること
- ・動画の具体的な内容については、県農林水産公社と協議のうえ進めること。なお、富山県農業に関する基礎資料など動画制作にあたって必要な資料は県農林水産公社から提供することも可能である。
- ・撮影を行う際は、撮影や動画データ等の公開について取材先に十分に説明を行い、理解を得るとともに、事前に許可を得ること。また、プライバシー、安全確保に最大限配慮すること。
- ・Web（YouTube）・SNSでの動画配信を前提とし、出演者、協力者等の肖像権及び音楽等の著作権に係る調整を行い、受託者の責任において権利関係を処理しておくこと。
- ・第三者（県農林水産公社及び受託者以外のもの）が所有する素材を用いる場合は、著作権処理等利用に必要な措置を講じること。
- ・既存データを利用する際には、利用する事業者十分に説明を行い、データの公開、県農林水産公社による二次利用について理解を得るとともに、必要に応じて許可を取ること。
- ・当日の進行に必要な一切の業務を行い、関係者と連携をとりながら円滑な運営を図ること。
- ・事前に県農林水産公社の立ち会いのもとリハーサルを実施すること。
- ・県農林水産公社と本業務を遂行するために必要な打合せを随時実施すること。
- ・その他、業務の実施に際して疑義が生じた際はその都度県農林水産公社と協議すること。